

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.02

目次

国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応	2
光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応	2

- 国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応

<< 関連メニュー >>

[電子申告]メニュー

- 地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応

<< 関連メニュー >>

[電子申告]メニュー

- 光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応

光ディスクにより提出する給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の記載要領が追加され、当製品でも対応しました。「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」がいる場合に、摘要欄の出力内容が変更されます。

<< 関連メニュー >>

- ・ [随時処理] - [磁気ディスク提出用データ作成] - [税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理] - [磁気ディスク提出用データ作成] - [市町村提出用データ作成]メニュー
- ・ [電子申告] - [給与支払報告書] - [PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

法定調書奉行[®] **VERP Smart**

機能アップガイド

Ver.5.01

《改正情報》	
「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応	2
「保険料控除申告書」の新様式に対応	3
[給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能	4
定額減税（年調減税事務）に対応	4
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	8
光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応	9
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応	9
《機能追加》	
搭載辞書を更新	10

《改正情報》

- 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応

「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応しました。

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

基・配・所

～記載に当たっての注意～

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの【基礎控除】に「本人定額減税対象」欄、【配偶者控除等】に「配偶者定額減税対象」欄が追加されました。本人や配偶者の合計所得金額から定額減税の対象になるかが自動判定され、定額減税の対象になる場合は「○」が表示されます。

基礎／配偶者／所得金額調整控除

【基礎控除】

所得の種類 収入金額 支出区分 所得金額

給与所得 円 円

給与所得以外の所得の合計額 円

あなたの本年中の合計所得金額の見積り 円

基礎控除の額 円

本人定額減税対象

【配偶者控除等】

所得の種類 収入金額 支出区分 所得金額

給与所得 円 円

給与所得以外の所得の合計額 円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積り 円

配偶者控除の額 円

配偶者定額減税対象

【所得金額調整控除】

あなた自身が特別障害者 支出区分

同一生計配偶者が特別障害者

扶養親族が特別障害者

扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生)

特別障害者に該当する事実

扶養控除等申告書のとり

※当製品では「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を出力することはできません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

● 「保険料控除申告書」の新様式に対応

「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応しました。

当年から申告者との続柄の記載を要しないこととされ、生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除の各「あなたとの続柄」欄が削除されました。

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューの生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険控除の各続柄が削除されました。

また、汎用データの生命保険／地震保険データの以下の項目は、処理年が令和6年（2024年）以降の場合は、受け入れられなくなります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【生命保険／個人年金】				
続柄	YPSG007	6	文字	
【地震保険】				
続柄	YPSD008	6	文字	

※処理年が令和5年（2023年）以前の場合は、受け入れられます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[生命保険/地震保険データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[生命保険/地震保険データ受入]メニュー

● [給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能

[日常処理]-[給与賞与入力]メニューで、処理年が令和6年（2024年）の場合は「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」が入力できるようになりました。[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで印刷した際に、年末調整による過不足税額欄に各月の定額減税額（所得税）を印字することができません。

注 意

「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」は、「所得税」と同様に自動計算されません。

これに伴い汎用データの給与賞与データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
減税前所得税	DPSB014	9	数字	処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。
定額減税額（所得税）	DPSB015	9	数字	

◀ 関連メニュー ▶

- ・[日常処理]-[給与賞与入力]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[日常処理データ作成]-[給与賞与データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[日常処理データ受入]-[給与賞与データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※ [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明	
区 分	金 額	税 額	
給料・手当等	5,655,838	36,560	
賞 与 等	2,032,000	19,493	
中途調整収入	0	0	
計	7,687,838	56,053	
<給与所得控除後>	5,819,054		
所得金額調整控除額	0		
<調 整 控 除 後>	5,819,054		
社会保 給与控除分	1,187,458		
険料等 申告控除分	0		
控除額 小規模共済出金	0		
生命保険料控除額	120,000		
地震保険料控除額	50,000		
配偶者（特別）控除額	360,000		
扶養親族等控除額	1,340,000		
基礎控除額	480,000		
<所得控除合計額>	3,557,458		
<課税給与所得>	2,261,000		
《 算出所得税額 》		128,600	
住宅借入金等控除額		0	
< 年調所得税額 >		128,600	
年調減税額		120,000	
<年調減税額控除後の年調所得税額>		8,600	
控除外額		0	
<年 調 年 税 額>		8,700	
《 差引過不足額 》		-47,353	

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	<年調所得税額> - 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> - 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額>×102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参 考
上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目] ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCR1018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	YCR1019	—	—	
控除外額	YCR1020	—	—	
年調減税額内訳—本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳—配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳—扶養	—	—	—	

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[\[源泉徴収簿\]メニュー](#)

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- [illegible]

[《 関連メニュー 》](#)
[\[年末調整\]](#)-[\[源泉徴収簿\]](#)-[\[源泉徴収簿\]メニュー](#)

「年末調整」-「源泉徴収簿」-「源泉徴収簿」メニュー

[\[年末調整通知書\]メニュー](#)

また、欄外に「㊤-2 年調減税額」「㊤-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊤-4 控除外額」が印字されます。

2024年分 年末調整通知書

会社名 OBC商事株式会社

301
所属名 営業部 東日本営業課

100000
氏名 山田 一朗

区分	金額	税額
給料・手当等	① 3,643,465	② 38,890
賞与等	③ 2,032,000	④ 19,493
中途調整収入	⑤	⑥
計	⑦ 5,675,465	⑧ 58,383
給与所得控除等の給与等の金額	⑨ 3,807,918	⑩ 990,000 (円)
給与所得控除等の給与等の金額	⑪ 5,807,918	⑫ 58,000 (円)
給与等からの控除分	⑬ 1,117,952	⑭ 0 (円)
生命保険料の控除額	⑮ 120,000	⑯ 0 (円)
地震保険料の控除額	⑰ 50,000	⑱ 0 (円)
配偶者(特別)控除額	⑲ 380,000	⑳ 0 (円)
扶養控除等の控除額	㉑ 1,340,000	㉒ 0 (円)
基礎控除額	㉓ 480,000	㉔ 0 (円)
控除後の金額	㉕ 3,487,952	㉖ 124,500
控除後の金額	㉗ 3,320,000	㉘ 124,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉙	㉚
年間所得税額	㉛ ㉜ マイナスの場合は0	㉝ 124,500
年間年税額	㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	㊿ 43,583
差引(返還)又は不足額	㊿	㊿
超過額	㊿	㊿
の精算	㊿	㊿
不足額	㊿	㊿
の精算	㊿	㊿

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等 **税額控除** 中途入社 家族・所

【税額控除情報】

住宅借入金の種類 2以上...

居住開始年月日

取得対価の額

家屋土地等の総面積 ㎡

居住用部分の面積 ㎡

居住用割合 %

控除額適用区分

特定取得区分

住宅の区分等

借入金等年末残高

特定増改築借入残高

住宅借入金等控除額

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、[2以上...] ボタンをクリックして表示される[2以上の住宅借入金等特別控除]画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

光ディスクにより提出する給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の文字数が65文字から300文字に変更され、当製品でも対応しました。

- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
- ・[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

「簡易な扶養控除等申告書」では、前年に提出した扶養控除等申告書の内容に変更がない場合は、「前年から異動なし」と記載することで、詳細を記入する手間を省くことができます。ただし、当製品では申告書を配付する際に登録内容をもとに各情報を印字できるため、「前年から異動なし」と印字することはできません。当製品では、「簡易な扶養控除等申告書」としても利用できるように、申告書の二次元コードの印字位置を変更しました。

[illegible]

9 / 10

《機能追加》-----

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年 8 月30日時点
銀行支店辞書	2024年 9 月 9 日時点
市町村辞書	2024年 8 月19日時点
電子申告辞書	2024年 9 月24日時点